

防犯カメラ運用規則

第1条 目的

この規則は、清和台自治会が地区住民に対する各種犯罪の予防を目的として特定の場所に設置する「防犯カメラ」の設置・管理及び運用について、必要な事項を定める。

第2条 防犯カメラの定義

防犯カメラとは、監視カメラ、録画再生用機器、通信配線設備等その他録画及び再生に必要な関連機器で構成される装置をいう。

第3条 防犯カメラ設置・運用委員会の設置

第1条の目的を達成するために必要な事項を討議・決定する機関として、防犯カメラ設置・運用委員会（以下「防犯カメラ委員会」という）を設置する。

- 2 防犯カメラ委員会は、清和台自治会会長（以下「自治会長」という）及び安全部関係者若干名と清和台コミュニティ推進協議会会長（以下「協議会長」という）及び安全部会関係者若干名で構成し、委員名簿を整備する。

第4条 防犯カメラの設置

防犯カメラの設置場所は防犯カメラ委員会が決定する。

- 2 防犯カメラを設置するに当たっては、防犯カメラ委員会はこれを設置する場所につき権利者から使用許可を得なければならない。
- 3 防犯カメラを設置するに当たっては、防犯カメラが設置されている旨及び設置者の名称、連絡先を表示しなければならない。
- 4 防犯カメラの画像表示機器（モニター）及び記録媒体（録画データ）は施錠できる保管庫等に保管し、盗難及び散逸の防止に努めることとする。また、設置場所以外へ持ち出してはならない。但し保守点検等の理由により、防犯カメラ委員会が許可したときはこの限りではない。
- 5 画像データの保管期間は、記録媒体の性能で異なるが、概ね、2週間から3週間とし、当該保管期間を経過した後は確実な方法により、速やかに消去するか、記録媒体の粉碎等の処理を行うこととする。

第5条 管理責任者

防犯カメラ及び録画データの維持管理の責任者は防犯カメラ委員会とする。

第6条 防犯カメラの保守管理

防犯カメラ委員会の委託を受けて、防犯カメラの保守点検等管理業務を担当する者は、この規則及び防犯カメラ委員会の指導監督に従わなければならない。

第7条 苦情処理

防犯カメラの設置運用及び取り扱いなどに関して苦情を受けた場合には、防犯カメラ委員会に置いて、迅速かつ適切は処置を講じなければならない。

第8条 録画データの再生

録画したデータは、システム調整又は警察の犯罪捜査に協力する必要がある場合等や

むを得ない事情がある場合を除いて、何人ともこれを再生してはならない。

- 2 やむを得ない事情により録画データを再生する場合には、防犯カメラ委員会の複数名が立ち会わなければならない。その際には、立会者の氏名、再生日時を記録して、データの再生乱用の防止に資するものとする。

第9条 情報等機密の保持

前条2項により録画データの再生に立ち会った者は、その理由の如何を問わず、録画データの再生閲覧により知り得た事実を他に漏らしてはならない。

第10条 個人情報・プライバシーの保護

防犯カメラの設置に当たっては、通行者のプライバシーに配慮して、防犯カメラを設置し、それが稼働していることを通行者に明示する。

- 2 人にはその容貌や姿態をみだりに撮影されない自由・権利があることにかんがみ、防犯カメラ及び録画データの管理・取扱に当たっては個人のプライバシー保護に十分配慮しなければならない。

第11条 録画データ及び防犯カメラの管理

何人も、録画データについて加工編集をしたり、コピーをしたりしてはならず、また事情の如何を問わず録画データについて知り得た事実を他に漏らしてはならない。

第12条 警察等捜査機関への協力

防犯カメラ委員は、警察等捜査機関から犯罪捜査等につき協力要請を受けた場合には、自治会長の承認を得た上、録画データを捜査機関に供与することができる。

- 2 自治会長は、防犯カメラ委員から前項の承認を求められたときには、協力要請の趣旨・目的及び捜査の対象となっている犯罪の発生日時・場所、犯罪の種類・性質並びに防犯カメラの運用状況等一切の事情を考慮し、協力要請に応じるのを相当と判断したときに前項の承認をすることができる。

第13条 規則の改廃

この規則の改廃は、防犯カメラ委員会の討議結果を安全部が役員会に提議し、審議の上議決する。

付 則

第1条 施行期日

この規則は平成 20年10月19日から施行する。

平成20年10月19日施行

平成25年4月21日改正

平成27年4月19日改正